

公益社団法人被害者サポートセンターあいち定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人被害者サポートセンターあいちと称する。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、犯罪及び犯罪に類する行為により被害を受けた者並びにその遺族（以下「被害者等」という。）の置かれている状況を踏まえ、被害者等の被害の回復若しくは軽減又は平穏な生活の回復を図るため、相談その他各種の活動を通じて早期かつ継続して被害者等を支援することを目的とする。

(規律)

第4条 本会は、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持向上に努め、事業遂行に当たっては公正かつ適正な運営を図るものとする。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害者等に対する電話相談又は面接相談
- (2) 被害者等に対する法廷付添い支援等
- (3) 支援活動員等の養成及び研修
- (4) 被害者等に対する支援活動の調査研究
- (5) 被害者等に対する支援活動の広報及び啓発
- (6) その他目的を達成するために必要と認められる事業

2 前項の各事業は、主に愛知県内において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第7条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一

般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会のために功労のあった者、学識経験者又は有識者で社員総会の推薦を受けた者

(入会)

第 8 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込書の提出があったときは、理事会で可否を決定して、本人に通知するものとする。

(会費等)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、社員総会で別に定める会費を、毎事業年度毎に納入しなければならない。

- 2 本会の運営上特に必要があるときは、社員総会の議決を経て、正社員に対して臨時に運営費（以下、前項の会費を含めて「会費等」という。）の拠出を求めることができる。

(退会)

第 10 条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の退会をもって一般社団・財団法人法上の退社とする。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当することとなったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人（団体）が解散したとき
- (4) 正当な理由なく 1 年以上会費等を滞納し、かつ、催告に応じないとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(除名)

第 12 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総正会員の過半数が出席する社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により除名することができる。この場合、当該会員に対して社員総会の 1 週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会における議決の前に弁明の機会を

与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な理由があるとき

2 前項により除名の決議されたときは、本人に通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第11条の規定により資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等その他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 役員等

(役員等)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法の代表理事とし、副会長、専務理事及び第16条第5項の理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2項の業務執行理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は社員総会で選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼務すること及び使用人となることができない。

4 理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族等特別の関係者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第16条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長の業務執行を補佐する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の常務を総轄する。
- 5 会長、副会長及び専務理事以外の理事に、特定の業務を分担して執行させる必要が生じたときの当該理事の職務権限は、理事会で別途定める。
- 6 会長、副会長、専務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第17条 監事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査する。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
- (3) 社員総会及び理事会に出席して、必要に応じて意見を述べる。
- (4) 理事が不正の行為をし若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告する。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。なお、その請求の日から5日以内に2週間以内の日に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集する。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対してその行為をやめるよう請求する。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員は、社員総会の議決によりいつでも解任することができる。た

だし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決によらなければならない。

(顧問、参与)

第20条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問・参与は、理事会において任期を定めた上に選任し、会長が委嘱する。

3 顧問・参与は、会長の要請に応え、会長に対して意見を述べるができる。

(報酬等)

第21条 役員、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、必要経費は支弁することができる。

2 常勤の理事については、前項の規定にかかわらず、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第4章 社員総会

(種類)

第22条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成等)

第23条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第24条 社員総会は、次の事項を議決又は承認する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員等の報酬額

(3) 定款の改正

(4) 事業計画及び予算

(5) 事業報告及び決算

(6) 入会基準及び会費

(7) 会員の除名

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項、この定款に定める事項及び本会の運営に関する重要な事項

2 個々の社員総会においては、前項の規定にかかわらず第26条第2項の書

面に記載した目的である事項以外の事項は、議決又は承認することができない。

(開催)

第25条 定時社員総会は、毎年原則として6月に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会の招集の請求があったとき

(2) 10分の1以上の正会員から、目的及び理由を記載した書面により、理事会に招集の請求があったとき

(招集)

第26条 社員総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

3 前条第2項第2号による場合は、請求があった日から6週間以内の日を開催日として招集しなければならない。

(議長)

第27条 社員総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 社員総会は、総正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第29条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決による。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は出席する他の正会員に表決を委任することができる。この場合において前2条の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正社員の中から選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

(社員総会規則)

第32条 社員総会の運営に関し必要な事項は、一般社団・財団法人法及びこの定款に定めるもののほか、社員総会において別に定める社員総会規則によ

る。

第5章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日に理事会を開催する旨の通知がよせられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第17条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号又は第4号により理事又は監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当したときは、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会議の目的である事項の内容からこれが不相当と認められる場合は、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第39条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第16条第6項の報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法で定めるところにより議事録を作成し、会長及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項は、一般社団・財団法人法又はこの定款で定めもののほか、理事会において別に定める理事会規則による。

(財産の管理・運用)

第44条 本会の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会において別に定める財産運用規定による。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については会長が作成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始の日直前に開催する社員総会に報告して承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに愛知県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎年度終了後に事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を会長が作成し、監事の監査を受けた後に理事会の承認を得たうえで、事業年度終了直後に開催する定時社員総会に報告して承認を得なければならない。

なお、一般社団・財団法人法に定めるところにより、定時社員総会の終了後直ちに貸借対照表を公告するものとする。

2 前項の計算書類等は、事業年度終了後3カ月以内に愛知県知事に提出しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 本会が資金の借入（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。）をしようとするときは、総正会員の過半数が出席する社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上による議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けをしようとするときも前項に準ずる。

(会計原則)

第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計慣行に従うものとする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、第52条の規定を除き、総正会員の過半数が出席する社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる変更（法令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、愛知県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更をしたときは、遅滞なく愛知県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第50条 本会は、総正会員の過半数が出席する社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

(解散)

第51条 本会は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総正会員の過半数が出席する社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 本会が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により消滅する場合において、公益目的取得財産の残額があるときは、1カ月以内に本会と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第53条 本会が解散等により清算して残余財産があるときは、本会と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第54条 本会の事業を円滑に推進するために必要があるときは、理事会の議決により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから理事会が選任し、会長が委嘱する。なお、委員会の委員と理事との兼任は妨げない。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。
- 4 委員会の委員の任期は理事の任期に準ずるが、目的の業務が完了した時にも終わる。

第9章 事務局

(設置等)

第55条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

(備付帳簿等)

第56条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規定
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他一般社団・財団法人法等で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、一般社団・財団法人法等の定めによるほか、第57条第2項に定める情報公開規程による。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営

内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報保護)

第58条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

第59条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は榊原卓三とする。

4 この法人の最初の業務執行理事は、武井禎明及び神戸日次とする。

社団法人変更登記申請書

- 1 名 称 社団法人 被害者サポートセンターあいち
- 1 主たる事務所 名古屋市中区丸の内二丁目14番21号
- 1 登記の事由 名称の変更、定款の変更
- 1 登記すべき事項 平成23年10月3日 名称の変更
公益社団法人 被害者サポートセンターあいち
定款の変更
- 1 添付資料 公益認定書謄本 1通
委任状 1通

上記のとおり登記の申請をする。

平成23年9月 日

名古屋市中区丸の内二丁目14番21号

申請人 公益社団法人 被害者サポートセンターあいち

半田市成岩本町二丁目54番地の2 会長 榊原卓三

名古屋市東区東外堀町65番地 上記代理人 稲垣喜代子

連絡先の電話番号052-951-3346

名古屋法務局 御中

社団法人被害者サポートセンターあいちの定款の変更（案）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）が平成18年6月2日に公布され、平成20年12月1日から施行になったことから、別紙のとおり社団法人被害者サポートセンターあいち定款を全面改正する。

平成23年 月 日

社団法人被害者サポートセンターあいち
会長 榑原卓三